

<4月10日付メール>

通所サービス事業所 管理者 様

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

令和2年4月7日付で千葉市介護保険事業課通知「緊急事態宣言の発令に伴う事業運営について」を送付いたしました。

千葉市といたしましては、緊急事態宣言が出たことを理由として通所サービス事業の自粛等を求めることはいたしません。より一層の感染拡大防止の取り組みの徹底をお願いします。

<通所サービスの運営に関し、ご留意いただきたい点>

(1) 利用者に対する留意点

利用者の出入りがある通所サービス事業所にあつては、利用者のサービス利用前の健康管理を実施し、風邪症状等があれば利用を控えてもらうようにしてください。

(なお、利用を取りやめた場合にはケアマネージャーにも伝えてください。)

(2) 通所サービスの利用者の意向により通所させずにサービスを提供する場合について

ア 国通知の「訪問サービス」を行う場合

・ケアマネージャーと相談の上、通所サービスの利用者の意向により居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービス提供を行う場合に特例の対象となります。

イ 国通知の「電話による安否確認」を行う場合

・「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第6報)」において、「電話による安否確認」についても介護報酬の算定が可能とされておりますが、その場合においても、利用者等の意向を確認したうえで(利用者等に対して、電話による安否確認で介護報酬算定があること、利用者負担額があることの同意を得たうえで)、個別サービス計画の内容を踏まえ、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について電話で確認し、不備な点があれば、口頭で指導・助言を行ってください。

・電話による安否確認において、利用者の意向により通所や訪問のサービスの必要性があれば必要なサービスの提供を行っていただくか、ケアマネージャーとともに提供可能なサービスの検討を行ってください。

国通知では電話による安否確認で可能とされており、実施内容が全て電話による安否確認となったとしても介護報酬算定を妨げるものではありませんが、可能なかぎり利用者に対し訪問してのサービス提供を行っていただくようお願いいたします。

ウ 加算の算定について

・訪問サービスを実施した場合、サービス内容に伴う加算については、個別のケアを行った場合は報酬算定は可とします。

・電話による安否確認を実施した場合、サービス内容に伴う加算については、個別のケアを行っていないため報酬算定は不可とします。

(一例として、利用者にタブレット等を渡し、事業所の指示により機能訓練の支援を行うような場合であっても加算の報酬算定可としますが、あくまでも利用者が希望し、利用者又はその家族等に対し機器等の使用方法を周知し実際に訓練等が行われた場合に限ります。)

・処遇改善加算については、千葉市の被保険者においては、訪問サービス、電話による安否確認の場合も算定可とします。

※新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて、第2報～第6報をご確認ください。千葉市介護保険事業課のホームページで確認できます。

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenjigyo/2020kaigo-korona.html>